

## 在外被爆者と日本の戦争責任、その歴史認識問題について ーブラジル在住被爆者に関する報告ー

### ○在外被爆者とは？（厚生労働省 HP より引用）<sup>1</sup>

在外被爆者とは、日本国外に居住する被爆者のことです。戦時に広島、長崎にいて被爆し、戦後帰国された韓国の方や、戦後米国等の海外に移住した日系の方が大半を占めています。日本政府は、海外に居住する被爆者に対しても、国籍を問わず、被爆者健康手帳を交付しています。

※在外被爆者（手帳所持者）数 約2,785人（令和3年3月末現在）

### ○ブラジル在住被爆者とは？

- ・1945年8月6日に広島、もしくはその3日後の9日に長崎で原子爆弾による被爆・被曝をした原爆被爆者。
- ・日本が主権を回復した1952年以降にブラジルへ移住し、その後もブラジルで暮らしている。
- ・彼らの国籍は、日本・ブラジル<sup>2</sup>・韓国と様々である。
- ・必ずしも被爆者健康手帳を取得できた「被爆者」とは限らない。
- ・現在、75名（2021年7月5日時点）<sup>3</sup>

### ※報告者の用語の使い分け

- ・被爆者・・・1945年8月6日広島で、9日長崎で原子爆弾による爆撃の被害を受けた者及び体験した者

---

<sup>1</sup> [在外被爆者援護対策の概要 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp) 閲覧日:2021年7月12日

<sup>2</sup> ブラジルに移住してからブラジルに帰化した人たちがいる。また、戦前ブラジルで生まれでブラジル国籍の人は、日本に勉学のために帰国していて、戦争がはじまりブラジルに帰国できず、広島、長崎で被爆した人たちがいる。

<sup>3</sup> 1988年ごろには、約270名の被爆者がいたことを在ブラジル原爆被爆者協会が把握していた。その後、亡くなられた方々がいることに加え、ブラジルの場合は日本への帰国や米国への再移住などの理由も含めて人数の減少がみられる。

- ・被曝者・・・放射線に曝された者
- ・「被爆者」・・・国家援護の対象となり、法的に認定された被爆者

○彼らがブラジルへ渡った背景にあるものは何か？

ブラジルへ移住した理由は当然であるが、一人ひとり違う。しかし、彼らが（当時、日本に住んでいた誰もが）ブラジル移住を「選択」できた可能性があったと考えられる。

彼らの移住の背景には第二次世界大戦後の世界的な大きな人口移動があり、その結果、日本が抱えた人口問題がある。<sup>4</sup>

- ・復員兵や引き揚げ者の帰国や結婚・出産、死亡率の低下などによる人口増加
- ・戦災による物資、食糧、労働の場の不足

⇒明治以降、日本が人口問題解決の特効薬としてきた「移民」政策

But GHQ 占領下であった日本には外交交渉権がなかったため、サンフランシスコ講和条約が発効される 1952 年 4 月までは、日本政府主導での移民の送り出しは不可。ブラジルへの戦後最初の移住は 1952 年 12 月に日本を出発。その後、1970 年頃まで移住の流れは続く。

○どのようにして彼らは「発見」されていったのか？<sup>5</sup>

1962 年 9 月 7 日、ブラジルに住む被爆者のことが中国新聞に掲載される。

1983 年ごろ、広島県人会の呼びかけにより被爆者健診が実施される。

1984 年 1 月 25 日、ブラジル在住被爆者も援護の対象と報道。2 月 3 日に訂正報道。

1984 年 3 月 12 日～、邦字新聞による呼びかけをきっかけに被爆者が名乗り出始める。

#### ★在ブラジル原爆被爆者協会（ブラジル被爆者平和協会）

1984 年 7 月 15 日、16 名の被爆者と関係者を合わせた 27 名により「在ブラジル原爆被爆者協会」が設立。目的は「海外に在住する原爆被爆者が日本国内に居住する被爆者と同様の処遇を受けられること」<sup>6</sup>と「平和活動」。同年 9 月 9 日に、森田隆・綾子夫妻がそれまでに集まった 89 名の会員名簿と協会定款、関係各所への請願書をもって日本へ帰国し、働きかけを開始。<sup>7</sup>1985 年に在南米被爆者巡回医師団派遣事業の実現（1986 年から隔

<sup>4</sup> 遠藤十亜希『南米「棄民」政策の実像』岩波書店、2016 年 5 月。

<sup>5</sup> 森田隆・森田綾子編著『ブラジル・南米被爆者の歩み—あの日がすぎて、巡りくる日々とともに—』「ブラジル・南米被爆者の歩み」刊行委員会、2001 年。

<sup>6</sup> 「在ブラジル原爆被爆者協会定款」第一章、第二条。

<sup>7</sup> 森田隆・綾子夫妻はブラジル在住被爆者団結の呼びかけ人であり、中心を担う人物。この時の帰国が、ブラジル移住後初 29 年ぶりの帰国。帰国費用は自費であったが、日本政府や広

年で実施)され、その際の窓口としての役割も担う。1995年頃からは、日本原水爆被害者団体協議会・韓国原爆被害者協会・米国原爆被爆者協会とともに四団体共同行動を展開。<sup>8</sup>2002年3月1日に協会の会長である森田隆が団体としてではなく個人として単独で裁判に踏み切る。その後、数名が加わり「在ブラジル被爆者裁判」も「在外被爆者裁判」の一つとなる。<sup>9</sup>

裁判で勝訴し、少しずつ目的達成に近づいて動き始めていた2008年に「在ブラジル原爆被爆者協会」は「ブラジル被爆者平和協会」と改称し、ブラジル現地で彼らの活動に興味をもつ人々ともかかわって平和活動もする会へと変化を遂げた。<sup>10</sup>高校や大学での被爆証言会や彼らを題材にしたドキュメンタリー映画や演劇への出演など活動は多岐にわたる。

協会が設立して35年目の2019年4月、彼らの当初からの一番の願いであった現地治療が最後の最後に認められた。日本と同じようにブラジルの2病院と1診療所で、被爆者が無料で健診治療などを受けられるようになった。<sup>11</sup>2020年末、協会は解散となった。<sup>12</sup>

○彼らが直面した問題は何だったのか？

・1984年9月の訪日で彼らを感じた「前途多難」。

→森田隆が厚生省を訪れた時のことを以下のように回想している。<sup>13</sup>

「(担当者が)私達に会って曰く『貴方がたは外国に住んでおられるのだから、日本では援助はできない。ブラジル政府にお願いしなさい。税金も払わず、国を捨てたのだから...』私達夫婦は、外国に住んでいても日本人で、日本旅券で世界を旅行している事実を話し、何処にいても日本憲法で守られるべきと思います、と強く申しました。」

・「日本国外」に住んでいる、ということ。

→402号通達(厚生省公衆衛生局長通知・衛発402号通達)

---

島・長崎両県両市にブラジル在住被爆者たちの現状や訴えを伝えるべく、度々帰国をして働きかけを行なった。

<sup>8</sup> 森田隆・綾子編著(2001)

<sup>9</sup> 田村和之編『在外被爆者裁判』信山社、2016年11月。

<sup>10</sup> 平野伸人編『海の向こうの被爆者たち—在外被爆者問題の理解のために』八月書館、2009年6月。

<sup>11</sup> 「医療費制度を改善」中国新聞社『中国新聞』2019年4月11日。

「ブラジル移住被爆者 医療費で悲願の援護」朝日新聞社『朝日新聞』2019年4月11日。

「ブラジル在住被爆者 医療向上で県に謝意」読売新聞社『読売新聞』2019年4月11日。

<sup>12</sup> 「どこにいても被爆者」奔走」中国新聞社『中国新聞』2021年2月16日。

<sup>13</sup> 森田隆・綾子編著(2001)

1974年7月22日付で日本政府・厚生省は、原爆特別措置法は「日本国内に居住関係を有する被爆者に適用されるものであるので、日本国の領域を越えて居住地を移した被爆者には同法の適用が解されるものであり、従ってこの場合にも特別手当は失権扱いになる」と指示（原爆医療法にも共通のものとされた）。2003年3月1日に廃止されるまで、在外被爆者に対する原爆二法・被爆者援護法の適用を拒否する根拠となった。<sup>14</sup>

- 日本の医師免許ではブラジルで医療行為をおこなえない。
- ⇒渡日治療支援、ブラジル人医師の研修、医師会同士の姉妹縁組などの改善策。
- ⇒日本に行って専門医による健診や治療を希望する人も多いが、片道24時間以上の移動自体が要治療者や高齢者にはリスクという問題も…。

- 本報告のためにブラジル在住被爆者を代表して情報提供をしてくださった盆子原国彦さんからのメールの最後の部分を一部引用し、要約したものを皆さまへ。

ブラジル在住被爆者たちの要望事項は裁判で勝訴し、少しずつ認められてきましたが、最後の最後現地治療が認められたのは協会を設立して35年目の2019年4月のことです。ブラジルの2病院と1診療所で、日本と同じように健診治療、入院が認められるようになりました。「今は本当に被爆者は喜んでいますが、35年間ずっと訴え続けて途中でお亡くなりになった多くの方々の事を思うと非常に残念でなりません」<sup>15</sup>

- ⇒皆さまは、この盆子原さんのメッセージからどのようなことを感じ、どのようなことを考えますか？

- ブラジル在住被爆者に関する参考文献・資料（脚注で挙げたものは省略）

竹田信平、和氣直子『海を超えたヒロシマ・ナガサキ』ゆるり書房、2014年7月  
中島竜美編『日本原爆論大系 第3巻 原爆被害は国境を越える』株式会社日本図書センター、1999年6月  
藤原茂「ボンバ・アトミカー南米に生きる被爆者たち三か国の百数十人が母国の援護を求めていた」潮出版『潮』一九八五年（昭和60年）一月号  
ブラジル被爆者平和協会『南米在住ヒバクシャ 魂の叫び』コジロー出版、2014年  
ブラジル被爆者平和協会 HP<sup>16</sup>

[http://www5f.biglobe.ne.jp/~vitima\\_bomba-atomica\\_brasil/](http://www5f.biglobe.ne.jp/~vitima_bomba-atomica_brasil/)

---

<sup>14</sup> 田村和之編（2016）

<sup>15</sup> 「」内は盆子原さんの言葉をそのままです。

<sup>16</sup> 2004年～2011年に更新されていたもの。現在も閲覧可能。